

# 生活衛生関係営業者への資金繰り支援

## 生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上の減少など業況悪化を来している生活衛生関係営業者の資金繰りを強力に支援するため、日本政策金融公庫が行っている新型コロナウイルス感染症特別貸付の実質無利子・無担保貸付を実施。当該貸付は、令和2年度3次補正等の措置により、令和3年前半まで継続予定。

### 【生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付】

- ① 貸付対象者：新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヶ月間等の売上高または最近6ヶ月の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期比5%以上減少した生活衛生関係営業者
- ② 貸付限度額：別枠8,000万円
- ③ 貸付利率：基準利率。ただし、当初3年間は6,000万円を上限に基準利率－0.9%、4年目以降基準利率  
※ 基準利率 1.26%（令和3年2月1日現在、貸付期間5年の場合）
- ④ 既往債務：新規貸付との合計6,000万円の範囲内で、当初3年間基準利率－0.9%、4年目以降基準利率
- ⑤ 貸付期間：設備資金20年以内、運転資金15年以内
- ⑥ 据置期間：5年以内（設備資金、運転資金）
- ⑦ 担保：無担保
- ⑧ 利子補給：一定の要件を満たす者については、借入後3年間は6,000万円を上限に発生した利息について全額利子補給を実施（実質無利子化）

## 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付の概要(新型コロナウイルス対策衛経)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている生活衛生関係営業を営む小規模事業者の資金繰りを支援するため、新型コロナウイルス対策特枠として、以下の実質無利子・無担保貸付を実施。

### 〈新型コロナウイルス対策特枠〉

- ① 貸付対象者：新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヶ月間等の売上高または最近6ヶ月の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期比5%以上減少した生活衛生関係営業を営む小規模事業者  
※生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた者。
- ② 資金使途：設備資金、運転資金
- ③ 貸付限度額：別枠1,000万円
- ④ 貸付利率：経営改善利率。ただし、当初3年間は経営改善利率－0.9%、4年目以降経営改善利率  
※ 経営改善利率 1.21%(令和3年2月1日現在)
- ⑤ 既往債務：新規貸付との合計1,000万円の範囲内で、当初3年間経営改善利率－0.9%、4年目以降経営改善利率
- ⑥ 貸付期間：設備資金10年以内、運転資金7年以内
- ⑦ 据置期間：設備資金4年以内、運転資金3年以内
- ⑧ 担保等：担保・保証人は不要
- ⑨ 経営指導：原則6ヶ月以上、都道府県生活衛生営業指導センター等の経営指導を受けていること
- ⑩ 利子補給：ア. 新規貸付分：借入後3年間、1,000万円を上限に発生した利息を全額利子補給する。  
イ. 既往債務分：新規貸付との合計1,000万円の範囲内で、借換後3年間、利息を全額利子補給する。  
(※)一定の要件を満たす者に限る。